

## 住居表示に関する Q&A

### 目次

|                                               |   |
|-----------------------------------------------|---|
| ■住居表示について.....                                | 2 |
| Q 1. 住居表示とはどのようなことですか？ .....                  | 2 |
| Q 2. 市内全域で住居表示を実施していますか？ .....                | 2 |
| Q 3. 住居表示を実施していない区域の住所はどのようになりますか？ .....      | 2 |
| Q 4. 建築物が建っていない土地にも住居表示は付定されますか？ .....        | 2 |
| Q 5. 住居番号を選ぶことはできますか？ .....                   | 2 |
| Q 6. 住所の正しい表記方法はどのようになりますか？ .....             | 2 |
| Q 7. 住居番号が順番になっていなかったり、飛んでいたりするのはなぜですか？ ..... | 3 |
| Q 8. 隣の建築物と同じ住居番号になることはありますか？ .....           | 3 |
| ■届出について.....                                  | 3 |
| Q 9. 届出は、どのような場合に必要ですか？ .....                 | 3 |
| Q 10. 建替の場合、その都度、届出が必要ですか？ .....              | 3 |
| Q 11. 届出は、いつからできますか？ .....                    | 3 |
| Q 12. 届出は、誰ができますか？ .....                      | 3 |
| Q 13. 届出に必要な書類には、どのような書類がありますか？ .....         | 3 |
| Q 14. 届出には、どのような方法がありますか？ .....               | 4 |
| Q 15. 届出後、住居番号が付定されるまでの流れはどのようになりますか？ .....   | 4 |
| Q 16. 届出の手続きをしないとどうなりますか？ .....               | 4 |
| Q 17. 届出前に市からのお知らせなどがありますか？ .....             | 4 |
| Q 18. 「届出のお願い」はがきが無いと届出ができませんか？ .....         | 4 |
| ■住居番号の付定通知書、表示板（プレート）について .....               | 4 |
| Q 19. 住居番号付定通知書の再発行はできますか？ .....              | 4 |
| Q 20. 住居番号表示板（プレート）の再発行はできますか？ .....          | 4 |
| ■その他 .....                                    | 5 |
| Q 21. 民間の宅配業者等に住居番号の通知はしていますか？ .....          | 5 |

## ■住居表示について

### Q 1. 住居表示とはどのようなことですか？

- A. 土地の地番とは別に建築物ごとに「住居番号」をつけて、住所を「○丁目△番□号」のようにわかりやすく示す制度です。

### Q 2. 市内全域で住居表示を実施していますか？

- A. 本市の住居表示実施区域は、下記一覧表に記載された区域です。

住居表示実施区域一覧表

|   | 実 施 区 域                                 |
|---|-----------------------------------------|
| あ | 扇町(一丁目～六丁目)                             |
| か | 国府津*(一丁目～五丁目)、小八幡*(一丁目～四丁目)、寿町(一丁目～五丁目) |
| さ | 酒匂*(一丁目～七丁目)、栄町(一丁目～四丁目)、城山(一丁目～四丁目)、城内 |
| な | 中町(一丁目～三丁目)、西酒匂(一丁目～三丁目)                |
| は | 浜町(一丁目～四丁目)、東町(一丁目～五丁目)、本町(一丁目～四丁目)     |
| ま | 南鴨宮(一丁目～三丁目)、南町(一丁目～四丁目)                |

※国府津、小八幡、酒匂の一部には○丁目が見つからない区域があり、この区域は届出不要

### Q 3. 住居表示を実施していない区域の住所はどのようになりますか？

- A. 住居表示を実施していない区域の住所については、戸籍住民課にお問合せください。問合せ先：小田原市役所戸籍住民課住民異動係 電話 0465-33-1386

### Q 4. 建築物が建っていない土地にも住居番号は付定されますか？

- A. 住居番号は、建築物に付定するものであるため、建築物がない土地（駐車場や空き地など）には住居番号は付定されません。

### Q 5. 住居番号を選ぶことはできますか？

- A. 住居番号は、法令などの一定の基準に沿って付定されるため、選ぶことはできません。ただし、同一場所で建替をする場合は、従前と同じ住居番号を付定する場合もあります。

### Q 6. 住所の正しい表記方法はどうなりますか？

- A. 以下の表記になります。

(例) 神奈川県小田原市栄町○丁目△番□号

○は漢数字、△及び□は算用数字を使用します。

枝番号がある場合は、神奈川県小田原市栄町○丁目△番□ー□号

**Q 7. 住居番号が順番になっていなかったり、飛んでいたりするのなぜですか？**

- A. 住居番号は、法令などの一定の基準に沿って付定しており、建築物の出入口の位置によっても異なってきます。そのため2以上の道路に面する場合や建築物の出入口の位置によっては、順番にならなかったり、飛んだりする場合があります。

**Q 8. 隣の建築物と同じ住居番号になることはありますか？**

- A. 過去には、同じ住居番号を付定したこともありましたが、現在は、郵便物や荷物の誤配を防ぐために、必要に応じて枝番号をつけて同一にならないようにしています。

(例) 小田原市栄町○丁目△番□-□号

↑

枝番号

**■届出について**

**Q 9. 届出は、どのような場合に必要ですか？**

- A. 住居表示実施区域内に建築物を建てる場合は、建築物に住居番号を付番するために建築物新築変更等届出書の提出が必要です。

**Q 10. 建替の場合、その都度、届出が必要ですか？**

- A. 建築物を取り壊して建替する場合、その都度、届出が必要になります。

**Q 11. 届出は、いつからできますか？**

- A. 建築物の工事着工後であれば、届出ができます。

**Q 12. 届出は、誰ができますか？**

- A. 建築物の建築主のほか、建築業者、不動産業者等の代理者も届出ができます。

**Q 13. 届出に必要な書類には、どのような書類がありますか？**

- A. ①建築物新築変更等届出書（市 HP からダウンロード可）  
②建築確認済証の写し（確認番号の記載がある表紙のみ）  
③案内図・配置図・各階平面図 それぞれの写し

**Q 1 4. 届出には、どのような方法がありますか？**

- ① 電 子 : [e-kanagawa](mailto:e-kanagawa)
- ② 窓口へ来庁 : 市役所 6 階建築指導課
- ③ 郵 送 : 郵送先住所 ➡ 〒250-8555 小田原市荻窪 3 0 0 番地  
建築指導課指導係あて TEL0465-33-1433

**Q 1 5. 届出後、住居番号が付定されるまでの流れはどうなりますか？**

- A. 届出書受理後、2 週間程度で住居番号が付定されます。付定後、届出人あて「住居番号付定通知書」と「住居番号表示板」が郵送されます。

郵送された「住居番号付定通知書」は、住民異動（転入・転居）手続きの際に窓口にて提示してください。また、「住居番号表示板」は、完成した建築物の主要な出入口付近（玄関等）に表示してください。

**Q 1 6. 届出の手続きをしないとどうなりますか？**

- A. 住居番号が付定されないため、住民異動手続きの際に支障が出る場合があります。

**Q 1 7. 届出前に市からのお知らせなどがありますか？**

- A. 建築確認申請の工事完了予定日を参考に、建築主宛てに「届出のお願い」はがきを発送しています。

**Q 1 8. 「届出のお願い」はがきが無いと届出ができますか？**

- A. 建築物の工事着工がされていれば、「届出のお願い」はがきが無くても届出ができます。

**■住居番号の付定通知書、表示板（プレート）について**

**Q 1 9. 住居番号付定通知書の再発行はできますか？**

- A. 原則、再発行はしていません。

**Q 2 0. 住居番号表示板（プレート）の再発行はできますか？**

- A. 原則、再発行はしていません。ただし、劣化等により、表示板の役割ができていない場合は、再発行することもあります。詳細は、建築指導課（0465-33-1433）にお問合せください。

■その他

**Q 2 1.** 民間の宅配業者等に住居番号の通知はしていますか？

A.      本市からは通知はしていません。